

平成20年
第1回

定例会会議録

平成20年2月22日 開会
平成20年2月22日 閉会

東京たま広域資源循環組合議会

平成20年第1回東京たま広域資源
循環組合議会定例会会議録

目 次

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した者	2
開会	3
諸般の報告	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
管理者報告	4
議案第1号 東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例	8
議案第2号 東京たま広域資源循環組合長期継続契約を締結することができる契約 を定める条例	11
議案第3号 平成20年度東京たま広域資源循環組合負担金について	15
議案第4号 平成20年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算	15
閉会	34

平成20年第1回東京たま広域資源
循環組合議会定例会議事日程

平成20年 2月22日(金)
午後 1時30分

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 管理者報告
- 日程第5 議案第1号
東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第2号
東京たま広域資源循環組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
- 日程第7 議案第3号
平成20年度東京たま広域資源循環組合負担金について
- 日程第8 議案第4号
平成20年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算

出席議員

第1番	対 間	康 久 君	第2番	中 島	光 男 君
第3番	土 屋	美 恵 子 君	第4番	田 中	順 子 君
第5番	山 井	正 作 君	第6番	稲 津	憲 護 君
第7番	臼 井	伸 介 君	第8番	宮 本	和 実 君
第9番	佐 藤	洋 子 君	第11番	宮 崎	照 夫 君
第12番	渡 辺	真 君	第13番	鈴 木	忠 文 君
第15番	石 塚	陽 一 君	第16番	小 野 沢	久 君
第17番	谷 田 部	和 夫 君	第18番	関 野	杜 成 君
第19番	友 野	ひ ろ 子 君	第20番	阿 部	利 恵 子 君
第21番	高 山	晃 一 君	第22番	小 林	義 治 君
第23番	原 島	茂 君	第24番	瀧 島	愛 夫 君
第25番	稲 垣	裕 二 君	第26番	上 野	勝 君

欠席議員

第10番	遠 藤	百 合 子 君	第14番	亀 倉	順 子 君
------	-----	---------	------	-----	-------

説明のため出席した者

管理者	石 川	良 一 君	副管理者	竹 内	俊 夫 君
副管理者	黒 須	隆 一 君	副管理者	星 野	繁 君
事務局長	鈴 木	秀 章 君	総務課長	風 間	智 君
参事兼事業課長	細 谷	昌 平 君	参事兼環境課長	花 本	由 紀 君
参事兼企画調整課長	原 島	利 行 君	管理センター長	矢 島	一 夫 君
エコセメント担当参事	太 田	哲 郎 君			

職務のため出席した者

書 記	別 所	広 之 君	書 記	本 木	直 明 君
書 記	矢 野	喜 之 君	書 記	上 村	彰 君

平成20年第1回東京たま広域
資源循環組合議会定例会会議録

日 時 平成20年2月22日(金)

午後 1時30分

場 所 東京自治会館大会議室

午後 1時30分 開会

○議長（小林 義治君） 定刻となりました。

本日の欠席議員は、小金井市の遠藤議員と国分寺市の亀倉議員でございます。会計管理者も欠席でございます。また、八王子市の対間議員と黒須副管理者は遅れての出席予定という連絡を受けております。

ただいまの出席議員は23名であります。定足数に達しておりますので、これより平成20年第1回東京たま広域資源循環組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の日程に入ります前に、事務局から組合人事に関する報告がございます。

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木 秀章君） 当組合の会計管理者の人事につきましてご報告申し上げます。

組合会計管理者でありました山口功氏におかれましては、一昨日の2月20日に逝去いたしましたことを議員の皆様にご報告いたします。

2月21日以降の会計管理者につきましては、稲城市の会計管理者でもあります熱田聡氏を選任いたしましたので、ご報告させていただきます。なお、本日は、諸般の事情により欠席しております。

以上です。

〔日程第1〕 諸般の報告

○議長（小林 義治君） それでは、日程第1、諸般の報告を行います。

当議会の傍聴者数につきましては15名といたします。

また、報道機関の写真、テレビカメラの撮影は、管理者あいさつ及び事務局長の経過報告までとし、撮影位置につきましては、冒頭撮影は自由とし、管理者あいさつ及び事務局長の経過報告は、指定の記者席から行うものとします。

記者の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

[日程第2] 会議録署名議員の指名

○議長（小林 義治君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、第2番、中島光男議員、第11番、宮崎照夫議員を指名いたします。

[日程第3] 会期の決定

○議長（小林 義治君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日間といたしたいと存じますが、これにご異議はございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小林 義治君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

[日程第4] 管理者報告

○議長（小林 義治君） 日程第4、管理者報告を行います。

石川管理者。

○管理者（石川 良一君） 平成20年第1回定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、組合議員の皆様方におかれましては、ご多用中にもかかわらずご参集を賜りましてまことにありがとうございます。

今定例会には、平成20年度一般会計歳入歳出予算など4件の議案をご提案申し上げます。

さて、私からは本組合を取り巻く最近の状況につきましてご報告させていただきます。

初めに、エコセメント事業でございますが、順調に稼働し、エコセメントを月に約1万トン製造、出荷をしているところでございます。

エコセメント製品の利用者が、エコセメントであることを判別しやすくするために設けた循環組合の認証制度の認証事業者は現在17社、21工場にまでふえてきております。道路の舗装材、縁石または側溝といったエコセメント製品は市場に流通し、私たちの町で広く活躍をしております。

また、エコセメント化施設管理棟につきましては、このたび東京消防庁から優良防火対象物認定表示制度による認定を受け、防火安全上でも優良で安全性が高い建物として評価を受

けたところでございます。今後も引き続き処分場同様、適切な管理を図ってまいります。

次に、裁判関係でございます。

谷戸沢・二ツ塚両処分場の建設差止訴訟につきましては、現在、東京高裁で口頭弁論中であり、また、エコセメント化施設の操業差止訴訟につきましては、進行協議中であり、

訴訟につきましては、今後も各団体と連携を図りつつ、適切に対応していく所存でございます。

また、当組合では、本年1月にエコセメント化施設まで拡大した環境マネジメントシステムISO14001の登録を更新いたしました。引き続き環境に配慮した運営を行ってまいります。

当組合では、環境全般に万全を期してまいります。あわせて多摩地域のごみ減量や分別の徹底を図るため、組織団体の皆様におかれましても一層の取り組みを推進していただき、

以上、本組合を取り巻く最近の状況等につきましてご報告を申し上げ、簡単ではありますが、私からのあいさつとさせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林 義治君） ありがとうございます。

続きまして、事務局より経過報告の説明を願います。

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木 秀章君） それでは、昨年10月議会以降の組合事業の経過報告をさせていただきます。着席にてご説明をさせていただきます。

議案書3ページをごらんください。谷戸沢処分場及び二ツ塚処分場の事業記録でございます。

まず、谷戸沢処分場関係でございますが、12月17日に第22回環境保全調査委員会を開催いたしました。これは、谷戸沢処分場の閉鎖管理中の安全性と維持管理業務について調査するため、日の出町及び地元代表者から構成される委員会でございます。

委員会では、当組合から平成19年度上半期の地下水の水質調査等の結果について、これまで同様安定的に推移していることを報告し、問題なしとの結論を得ました。引き続き12月19日には、これらの結果を地元の第3自治会監視委員会にも報告し、処分場閉鎖後も周辺環境に影響を与えることなく、安全な管理が行われていることを確認していただきました。

次に、二ツ塚処分場関係でございます。

12月18日に地元第22自治会の対策委員会におきまして、二ツ塚処分場及び敷地内にあるエコセメント化施設の平成19年度上半期の調査結果をもとに、水質や排出ガス等がこれまでと同様安定的に推移していることを報告いたしました。循環組合では、引き続き両処分場

及びエコセメント化施設について安全な運営管理に努めてまいります。

続きまして、環境関係につきましてご報告いたします。

4ページをごらんください。

10月18日から25日までの1週間及び平成20年2月1日から8日までの1週間、二ツ塚処分場敷地内における環境大気中のダイオキシン類調査を実施しております。これは、年4回実施するうちの秋期、冬期分として実施しております。

12月20日に、平成19年度上半期に実施した谷戸沢・二ツ塚処分場及びエコセメント化施設の公害防止協定等に基づく水質等調査結果のまとめ、さらに平成19年度春期、夏期に実施した二ツ塚処分場敷地内の大気中のダイオキシン類調査結果を公表しております。

調査結果でございますが、両処分場とも従来の調査結果と比較し、大きな変化はなく、周辺環境に影響を及ぼしていないことが確認されております。また、エコセメント化施設につきましても、排ガスや下水道放流水の調査結果から、同様に周辺環境に影響を及ぼしていないことが確認されております。これらにつきましては、既に組合のホームページでも公表いたしております。

次に、ISO関係でございます。

平成16年度に認証を取得したISO14001（環境マネジメントシステム）に基づき、効率的な事業の実施管理を行っております。平成19年12月に取得後3年目の環境マネジメントシステム更新審査において、エコセメント化施設についても拡大認証を受け、平成20年1月に登録を更新しております。

次に、議案書の5ページをごらんください。

裁判関係でございます。

現在、循環組合関係で3件の訴訟が提起されております。本組合が被告になっているもの2件、東京都などが被告になっているもの1件でございます。

それでは、まず循環組合が被告になっているものについてご説明申し上げます。

1つ目は、一般廃棄物最終処分場建設差止等請求訴訟でございます。

一昨年9月に第一審の判決があり、組合側が全面勝訴しております。その後、原告側が判決の内容を不服として控訴いたしました。控訴人の数は第一審の原告166名から59名と、約3分の1に減少しております。現在、控訴人から準備書面が東京高裁に提出され、昨年11月22日に口頭弁論が行われております。

2つ目は、エコセメント化施設操業差止請求訴訟でございます。

現在、東京地裁八王子支部におきまして、争点を整理中でございます。進行協議が昨年10月16日、12月18日、ことしの2月18日に行われております。

次に、東京都などが被告になっているもので、循環組合の事業と密接に関連するものについてご説明いたします。

事業認定取消請求訴訟と収用裁決取消請求訴訟でございます。

この裁判は併合審理されておりまして、第一審は被告である都知事及び都収用委員会が全面勝訴しております。その後、原告の一部が控訴いたしまして、昨年10月29日に結審しております。

循環組合といたしましては、今後とも東京都と協力して対応してまいります。

なお、ここに記載はございませんが、このほかに立川市及び日野市におきまして、エコセメント化施設に対する違法公金支出差止等請求訴訟が提起されております。

日野市の訴訟は、第一審、第二審とも市が全面勝訴しておりますが、その後、原告が上告したと聞いております。

立川市の訴訟につきましては、第一審は市が全面勝訴しておりますが、その後、原告が控訴したと聞いております。

続きまして、6ページの広報関係その他につきましてご報告します。

まず、エコセメント広報事業でございます。

この事業は、組織団体が主催するリサイクルフェスタ等に循環組合が出展をいたしまして、エコセメント事業を積極的にPRしていこうというものでございまして、福生市など4団体で実施しております。

次に、三多摩は一つなり交流事業でございます。

この事業は、日の出町と組織団体の住民同士が、文化やスポーツなどを通じて交流を深めるために実施しておりまして、武蔵野市など3団体で事業を行っていただき、大変好評を得ております。また、昨年12月15日には、日の出町民の方などを対象に、最終処分場の構造や安全性、あるいはエコセメント化施設など循環組合の事業への理解を深めていただくために、処分場見学会を実施いたしまして、ご好評をいただいております。

「たまエコニュース」でございますが、四半期ごとに組織団体と日の出町の全世帯等を対象に135万部発行しております。昨年12月23日発行の第44号では、エコセメント事業により、多摩地域のリサイクル率がアップしたなどの記事を掲載しております。

次に、エコセメント関係についてご報告します。

議案書7ページをごらんください。エコセメント化施設は、平成18年7月の本格稼働以来、焼却残さの全量をエコセメント化施設に受け入れ、処理し、エコセメントを出荷するなど、順調に稼働しております。平成19年9月から12月までの焼却残さ受け入れ量及びエコセメント出荷量は記載のとおりでございます。なお、平成20年1月のそれぞれの量については集計中です。

平成19年度修繕計画に基づく前期定期修繕のため、9月13日から21日まで、後期中間修繕のため、11月14日から19日まで施設を休止しました。また、年末年始期間等は、12月29日から1月3日まで運転を停止いたしました。

以上で、経過報告を終わります。

○議長（小林 義治君） 以上をもって、報告は終わりました。
質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小林 義治君） 以上をもって、管理者報告を終わります。

[日程第5] 議案第1号 東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（小林 義治君） 日程第5、議案第1号 東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

石川管理者。

○管理者（石川 良一君） ただいま上程されました議案第1号 東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書9ページをお開き願います。

本案は、東京都に準じた給与体系をとっております当組合職員の給与条例につきまして、東京都の条例改正に伴う改正などを行うものでございます。

主な内容は、給料表の改定並びに諸手当の改定などを行うものでございます。

詳細は事務局長より説明をいたさせますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（小林 義治君） ありがとうございます。

引き続きまして、事務局より説明を願います。

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木 秀章君） それでは、私から主な改正内容につきましてご説明させていただきます。着席にてご説明させていただきます。

当組合の給与体系は東京都に準じておりますので、本案は通勤手当の改定を除き、東京都の改定に伴いまして改定するものでございます。

このたびの改正は、本則で給料、通勤手当、勤勉手当、附則で地域手当、期末手当の改定を行うものでございます。

まず、通勤手当についてですが、18ページの新旧対照表をお開き願います。

最上段にございます第2項は第13条第2項でございますが、ただし書きは通勤手当の上限額を条例に5万5,000円と明示するものでございます。

次に、第13条第2項第2号の改正は、自転車等で通勤する職員の通勤手当、これは当組合では二ツ塚処分場に自家用車で通勤する職員の通勤手当額を定めた号でございますが、ご存じのように、二ツ塚処分場には公共交通機関がない場所でございますことから、職員は自家用車で通勤することを余儀なくされており、昨今のガソリン単価の上昇により、自己負担額が増加傾向にあるところでございます。

そこで、本条例案では、これまでの距離区分別の手当額の算定方式から、ガソリン価格や燃費を算定根拠とする算定方式に変更するものでございます。

新旧対照表の算式で説明をさせていただきますと、まず、左側でございます分子の部分でございますが、職員の1カ月の通勤距離を、往復の通勤距離に月の平均勤務日数21日に乗じて算出いたします。次に、分母の10・15平均燃費というのは、国内で販売されているすべての自動車の平均燃費を国土交通省が毎年公表しており、そのうちのいわゆるガソリンの普通自動車の平均値を使用するものです。

次に、その平均燃費に乗じる0.7という係数ですが、10・15モードはメーカー発表のカタログ値であるため、実際の燃費と差があるため、約40万人のマイカーユーザーが登録している民間調査機関のデータをもとに、実際の燃費相当に換算し、0.7という係数を乗じています。この分数で算出された必要ガソリン消費量に対して、小売価格を乗じ、通勤手当として算出しようとするものでございます。

次に、議案書19ページの第26条第2項の改正は、勤勉手当の改正です。6月期及び12月期の勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.025月、あわせまして0.05月を引き上げ、期末・勤勉手当の年間支給月数を4.45月から4.5月にするものです。なお、平成19年度につきましても、期末手当の3月支給分で所要の調整を行います。

地域手当の改正につきましては、同じく議案書、お戻りいただきまして15ページの附則第2項でございます。地域手当の支給割合につきましては本則で18%と定めているところですが、現在、附則により13%としているところを、段階的に引き上げを行い、これを14.5%に改定するものでございます。

また、給料表の改定でございますが、行政職給料表を平均で1.4%引き下げ、議案書の12ページから14ページに掲げる別表のとおり改正するものでございます。

これら給料に係る改正の所要の調整といたしまして、3月期末手当に0.01月を減ずる措置をとり、3月期の期末手当は規定の0.025カ月に、先ほど説明いたしました期末手当加算分0.05カ月を加え、結果として0.29カ月を支給いたします。この規定につきましては、議案書15ページの附則第3項をごらんください。

これらの条例改正の施行日につきましては、通勤手当の改正を4月1日とするほかは、3月1日からの施行となります。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（小林 義治君） 以上で説明が終わりました。

質疑はございませんか。

山井議員。

○5番（山井 正作君） ただいまご説明いただきました中で、議案第1号でありますけれども、第26条の中の勤勉手当についてご質問申し上げます。

この中で第26条、勤務成績に応じて支給という表現になっている。これは新旧同じでありますけれども、この勤務成績の基準はどんなふうになっているのか、まずこれ1点お伺いします。

2つ目については、先ほど説明がございましたが、よく理解できなかったんですけれども、勤勉手当の内容は100分の47.5から100分の50に新の方がなっておりますけれども、この改定する根拠はどのようなものか、この2点をお伺いいたします。

○議長（小林 義治君） 風間総務課長。

○総務課長（風間 智君） それでは、1つ目の勤勉手当につきましての第26条の勤務成績に応じての支給の成績評価の基準ということでございますけれども、勤勉手当につきましては、勤務成績に応じて支給することに条例上なっております。しかしながら、当組合職員は、すべて東京都及び多摩地域の市や町からのおおむね3年間の派遣職員でございまして、評定者も被評定者も短期間の在籍でございまして適正な評価が難しく、また普通公共団体のように、人事事務を専門的かつ総括的、横断的に評価する部署もなく、適正な評価を行うのは困難な状況でございます。

ただし、東京都や組織団体など派遣元の人事考課は実施しておりまして、組合職員が派遣元の基準によりまして、帰任後に職員の不利にならないような対応はしているところでございます。

2点目でございます。勤勉手当の100分の47.5から100分の50に改定する根拠ということでございますけれども、先ほどの説明にございましたように、当組合の給与体系につきましては、東京都に準拠してございます。勤勉手当につきましても、特別給という位置づけでございまして、東京都に準じておるという関係上、東京都人事委員会が民間に対する直近1年間の賞与の支給実績等を調査いたしまして、その結果が勧告され、それを反映したこの100分の50に改定するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林 義治君） ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小林 義治君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小林 義治君） 討論なしと認めます。

これより議案第1号 東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、挙手により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（小林 義治君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

[日程第6] 議案第2号 東京たま広域資源循環組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

○議長（小林 義治君） 日程第6、議案第2号 東京たま広域資源循環組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

石川管理者。

○管理者（石川 良一君） ただいま上程されました議案第2号 東京たま広域資源循環組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書21ページをお開き願います。

本案は、地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、翌年度以降にわたり物品を借り入れ、または役務の提供を受ける契約で、複写機の借り上げや保守の契約などにつきまして、本条例を定めることにより契約の効率化をさらに進めるものでございます。

詳細は事務局長より説明をいたさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小林 義治君） ありがとうございます。

引き続きまして、事務局より説明を願います。

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木 秀章君） それでは、私から条例案の主な内容につきましてご説明させていただきます。着席にてご説明させていただきます。

長期にわたり継続契約を締結することができる契約の対象範囲は、従来、電気、ガスもしくは水の供給など、地方自治法に具体的に規定されたものに限られておりました。平成16年度における地方自治法及び同法施行令の改正に伴い、物品の借り入れ、または役務の提供を受ける契約で、条例で定める契約にもその対象範囲が拡大されたため、事務の効率化を図

る観点から、長期継続契約を締結することができる契約の範囲等を、この条例で定めるもの
でございます。

政令では、翌年度以降にわたり物品を借り入れ、または役務の提供を受ける契約で、その
契約の性質上、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ、当該契約に係る事務の取り扱い
に支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものについては、長期継続契約ができる
との規定が設けられております。

私ども、循環組合の実際の契約事務におきましても、OA機器や公用車のリース契約、あ
るいはOA機器等の保守や運用に関する契約など、複数年度にわたる契約が必要となる案件
がふえてきてございまして、組織団体におきましても、26団体中16団体が同種の条例を制
定しているところでございますので、今回提案をさせていただくものでございます。

それでは、議案書23ページをお開き願います。

まず、この条例の第1条は、同法施行令の規定に基づきまして本条例を制定し、長期継続
契約に必要な事項は本条例に定めるとするものでございます。

続きまして、第2条は、長期継続契約を締結することができる契約を定めるものでござい
ますが、第1号では、複写機などの事務用機器の借り入れなどの物品を借り入れる場合の賃
貸借契約を、第2号では、電子計算処理にかかわるプログラムの保守及び運用に関する契約
などの役務の提供を受ける契約で、業務委託契約に該当するものでございます。

次に、第3条でございますが、契約期間の最長を5年以内として定めるものでございます。

第4条は、細部についての委任規定でございます。

附則でございますが、本条例の施行日を平成20年4月1日とし、平成20年度分の契約か
ら適用することを規定するものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（小林 義治君） 以上で、説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

質疑はありませんか。

関野議員。

○18番（関野 杜成君） 何点か質問したいんですが、今、ご説明のあった複写機または電
子計算機の保守というところなんですけれども、それについては、私も確かに賛成なんです
が、実際ここに書いてある、第2条の各号に書いてある規則で定めるものというのがある
んですけれども、それはこの2つの部分という解釈でよろしいのか、それともそのほかにあ
るのか、その点をお聞かせください。

以上です。

○議長（小林 義治君） 風間総務課長。

○総務課長（風間 智君） それでは、お答え申し上げます。

第2条の規則で定めるものという点につきましてお答えさせていただきます。

複写機等は今、議員さんおっしゃいました、これが代表的な例でございますけれども、そのほか当組合では公用車、車ですね、公用車はリースなどを行ってございます。あるいは、パソコン、コンピューターですとかそういったもの、あるいはソフトウェア等につきましてこれが対象になってまいろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（小林 義治君） 関野議員。

○18番（関野 杜成君） わかりました。

今言われた車、公用車というのは、私も言い忘れていたんですが、そういうのに関しては確かに複数年というものも必要なんです、これがこれから採決されるんですけども、先に言っているのかあれですが、賛成するに当たってたまたまほかの資料にあった委託工事請負明細、平成20年当初予算の方に書いてある総務、衛生費というところで、項目がいろいろあったもので、ここの規則というのが実際ついていなかったの、できればしっかりとその言われたような複写機、電子計算機、車、当たり前のようなものだけを5年契約、長期契約という形にしていなければなということ要望という形で言わせていただきます。

以上です。

○議長（小林 義治君） ほかに質疑はございませんか。

山井議員。

○5番（山井 正作君） ただいまご説明いただいた中の第2条の第2号であります、この中で、経常的かつ継続的に役務の提供を受ける必要があるという表現になっております。この何か説明の中では、コンピューター等に従事する方という説明がございましたけれども、これについても理解できるんですけども、5年単位で契約をするということですが、何となくその背景には随意契約も想定しているような感じもするんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

それから、第3条であります、基本的には5年以内なんだけれども、ただし書きで管理者が認める場合はこの限りではないという表現になっております。どんなことをここでは想定されたこの表現なのか。

さらに第4条で、この条例の施行について必要な事項は規則で定めるというふうになっておりますが、この規則で定めたこの規則は、この議会には公表されるのかされないのか、これが事前に公表されれば、先ほど質疑がありましたけれども、そういう問題もなくなると思えますので、できるだけ公表していただきたいと思えますが、その辺についてのお考えをお伺いいたします。

○議長（小林 義治君） 風間総務課長。

○総務課長（風間 智君） 3点ご質問をいただきました。

まず、1点目の随意契約を想定しているのではないかというご質問でございますが、これはこの契約の事務に当たりましては、地方自治法の政令で定める随意契約理由があるものを除きまして、競争性があるものにつきましては、できる限り競争入札を行ってまいりたいと考えております。ただ、実績的には随意契約のものも多数ございますが、競争性があるものにつきましては、繰り返しになりますけれども、入札を図っていきたいと考えております。

それから、2点目のご質問でございますが、第3条で5年以内とするとありまして、ただし書きで、管理者が認める場合にはこの限りではないということでございますが、これは、5年を超える期間の場合というものの想定でございます。今現在は、複写機等の契約を実際にはしているわけでございます。現在の実績の中では、5年リース、あるいはそれより短い期間のものに範囲は入っております。

ただ、この条例を制定する意味合いでございますけれども、メリットとしましては、コスト面あるいは事務の効率化、そういったこともございますので、今後、例えば6年、7年、その5年を超えるものがコスト面等で有利なものであれば、このただし書きを適用して契約してまいりたいというふうに考えております。

それから、3点目のご質問でございますけれども、規則についてでございます。

規則案の素案は考えておまして、先ほど関野議員さんからもご質問あったわけでございますが、手続上、この条例の議決をいただいてから規則という性質上、管理者の決定を受けて、それで例規集で公表してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小林 義治君） よろしいですか。

○5番（山井 正作君） はい。

○議長（小林 義治君） ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小林 義治君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小林 義治君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号 東京たま広域資源循環組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例について、挙手により採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（小林 義治君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

[日程第7] 議案第3号 平成20年度東京たま広域資源循環組合負担金について

[日程第8] 議案第4号 平成20年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算

○議長（小林 義治君） 日程第7、議案第3号 平成20年度東京たま広域資源循環組合負担金について、及び日程第8、議案第4号 平成20年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算については、ともに関連がございますので、一括して議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

石川管理者。

○管理者（石川 良一君） ただいま上程されました議案第3号 平成20年度東京たま広域資源循環組合負担金について、及び議案第4号 平成20年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算について、あわせて提案理由の説明を申し上げます。

議案第3号につきましては議案書25ページから、議案第4号につきましては議案書31ページからとなります。

平成20年度予算案は、組織団体の厳しい財政状況を踏まえ、経常的な経費の抑制に努める一方、エコセメント化施設建設に伴う元金の償還が本格的に始まることによる公債費の増加などにより、全体として8%強の伸びとなっております。

それでは、議案書25ページをお開き願います。

議案第3号 平成20年度東京たま広域資源循環組合負担金についてご説明を申し上げます。

28ページをお開き願います。

本案は、平成20年度の組織団体の負担金につきまして、総額93億3,000万円のご負担をお願いするものでございます。これは、総額で前年度と同額としております。

次に、31ページの議案第4号 平成20年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算についてのご説明を申し上げます。

予算案は、第1に歳入歳出予算ともに113億9,095万7,000円とし、第2に一時借入金の最高額を10億円とするものでございます。

主な計上事業は、エコセメント事業費53億円余並びに二ツ塚及び谷戸沢処分場費23億円余などでございます。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明をいたさせますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（小林 義治君） ありがとうございます。

引き続きまして、事務局より説明を願います。

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木 秀章君） それでは、私から平成20年度東京たま広域資源循環組合負担金及び一般会計予算につきまして、ご説明を申し上げます。

着席にて説明させていただきます。

説明の順番でございますが、まず予算についてご説明し、その後、負担金についてご説明させていただきます。

それでは、予算案の内容につきましては、別冊の一般会計予算及び同説明書により説明をさせていただきます。

同説明書の7ページから9ページにかけまして、事項別明細書の総括表が掲載してございます。

歳入歳出予算は113億9,095万7,000円、前年度当初予算比で9億1,344万円、8.72%の増となっております。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

10ページ、11ページをお開きください。

第1款 分担金及び負担金では、管理費分4億3,313万9,000円、事業費分88億9,686万1,000円の合計93億3,000万円でございます。

なお、算出方法などは後ほどご説明をいたします。

第2款 都支出金、第1項 都補助金は二ツ塚処分場地内の残存緑地の林相転換を実施するに当たり、色彩豊かな森事業という名称の東京都補助金142万円を活用するものでございます。

第3款 財産収入は2,897万円を計上しております。第1項 財産運用収入は谷戸沢処分場隣接地を斎場組合などに貸し付けている土地の賃料と、基金の普通預金利子及び国債等による運用利子でございます。

続きまして、12ページ、13ページをお開き願います。

第4款 繰入金は11億2,728万5,000円を計上いたしております。

第1目 周辺環境整備対策基金繰入金2億円は、歳出でご説明いたします日の出町特別交付金として日の出町の環境整備の支援に充てる目的として計上しております。

第2目 組合債償還基金繰入金1億2,000万円は、公債費の償還に充てるものでございます。

第3目 最終処分場等施設整備基金繰入金5億1,000万円は、エコセメント化施設の修繕費に充てるものでございます。

第4目 財政調整基金繰入金2億9,728万5,000円は、財源の不足に伴う調整分として計上しております。

第5款 繰越金は、前年度と同額の1億5,000万円として計上しました。

第6款 諸収入、第1項 組合預金利子は前年度当初予算では計上いたしませんでした。

金融機関の健全化などにかんがみ、歳計現金等預金利子として377万円を計上いたしております。

次に、14ページ、15ページをお開き願います。

第2項 雑入でございますが、これは谷戸沢・二ツ塚両処分場の維持管理業者が使用する光熱水費等の公共料金のほか、エコセメント化施設運営費の受注者が使用する電力料や上下水道料等を総計予算主義に基づき、組合が支出いたします歳出見込額と同額を受注者からの歳入として計上いたしました。

また、製造されるエコセメント等の売却益などを含め、雑入は7億4,951万2,000円を計上いたしました。

次に、歳出予算についてご説明いたします。

なお、委託料と工事請負費につきましては、説明欄には主な事項のみを記載してございます。詳細につきましては、別に配付の資料をごらんください。

それでは、16ページ、17ページをお開き願います。

第1款 議会費でございます。議員報酬を初め、議会の諸活動に要する経費として901万6,000円を計上しております。前年度に比べ294万6,000円の減額となっておりますが、これは本年度は隔年で実施しております行政視察経費の計上がないことなどによるものであります。

次に、第2款 総務費は第1項 総務管理費と第2項 監査委員費を合わせますと1億3,060万3,000円で、前年度に比べ848万3,000円の減額となっております。主な減要因は、議会費と同様、本年度は行政視察の実施年ではないことのほか、各種経費の削減によるものでございます。

続きまして、20ページ、21ページ、下段の第3款 衛生費でございます。衛生費は79億3,630万6,000円を計上し、予算総額の69.67%を占めております。前年度対比では2億5,117万5,000円の増となっております。

まず、第1目 清掃総務費では嘱託職員を含む職員21名分の人件費や、その他事務諸費用などの経費として2億9,950万7,000円を計上いたしており、前年度対比では188万2,000円の減額でございます。減額の主な理由は、前年度にISOのエコセメント化施設に対する拡大認証を受けた更新業務を終えたことなどによります。

22ページ、23ページの第13節 委託料は組合広報紙である組合ニュースの発行等、及びISO14001維持管理・環境報告書作成等に係る経費でございます。

第19節 負担金、補助及び交付金には三多摩は一つなり交流事業の補助金などを計上しております。

第2目 二ツ塚処分場費は17億9,808万3,000円を計上しております。前年度対比では3億670万9,000円の増額となっており、増額の主な要因としましては日の出町に対する特別

交付金の増などによります。なお、委託料などの経費については、処分場の安全かつ適正な管理の配慮をしながらも、約1億円強の削減をしております。

24ページ、25ページの第13節 委託料は説明欄記載のとおり、警備・交通整理業務など管理運営業務関連で1億8,108万8,000円、廃棄物埋立作業など運営及び維持関連で1億3,740万円、浸出水処理施設運転管理業務など浸出水処理業務関連で1億1,330万円、生活環境モニタリング調査など環境調査関連業務で1億4,300万円、合わせて5億7,478万8,000円を計上しております。

26ページ、27ページをお開き願います。

第15節 工事請負費は維持管理に係る工事経費として生物化学処理槽混和槽防食塗装工事などを施工するため、4,200万円を計上しております。

第19節 負担金、補助及び交付金は、1つは、二ツ塚処分場設置に係る地元への地域振興費で、内訳は日の出町との基本協定に基づく地域振興事業費が6億円、また秋川流域開発振興協議会と締結している秋川流域開発振興事業に関する協定につきましては、平成19年度で終了いたしますが、同協議会からの事業継続の要望があり、慎重に検討しました結果、当組合の事業の運営と秋川流域の地域振興を図るため、前年同額の2,000万円を計上いたしております。

2つ目は、本年度新たに支出することになります日の出町特別交付金4億円でございます。この交付金の趣旨でございますが、当組合の最終処分場の設置に当たりましては、三多摩は一つなりの精神で、困ったことはお互いに助け合う精神に基づき、日の出町及び地元を受け入れられたものであり、その後、エコセメント化施設も本格稼働し、順調に運営しております。日の出町及び地元の振興には、これまでも努力はしてきておりますが、多摩400万都民のごみを受け入れ、今後におきましても、都民の生活を支えていただくこととなります。そこで、町からの要望もあり、この機をとらえまして、日の出町及び地元に対して、環境施策などのまちづくりを支援することとし、このたび町との調整がまとまったものであります。

その支援の要因としましては、平井川の清流復活を図るための経費の助成などが考え方の根底にございます。

交付金につきましては、総額を8億円とし、交付期間につきましては、平成20年度及び平成21年度、各年度それぞれ4億円の2年間限りとしております。

次に、第3目 谷戸沢処分場費でございます。

予算額は5億1,384万1,000円で、前年度対比4,484万9,000円の増額となっております。増額の主な要因につきましては、仮調整池補修工事の施工などによるためでございます。

第13節 委託料には場内施設管理業務など維持及び管理業務関連で1億1,664万2,000円、浸出水処理施設運転管理業務など浸出水処理業務関連で5,740万円、生活環境モニタリング調査など環境調査業務関連で1億2,000万円、合わせて2億9,404万2,000円を計上してお

ります。

第14節 使用料及び賃借料は処分場内の町有地、国有地の借上料などでございます。

第15節 工事請負費は説明欄に記載がございませんが、仮調整池補修工事の施工のため、5,000万円を計上いたしております。

28ページ、29ページをお開きいただき、第19節 負担金、補助及び交付金は、協定に基づきます日の出町の水質調査等の負担金として2,000万円を計上しております。

次に、第4目 エコセメント事業費でございます。

エコセメント事業費は53億2,487万5,000円で、前年度に比べ9,850万1,000円の減額となっております。減額の主な要因はエコセメント化施設修繕費の上昇分を計上しているものの、昨年度まで日の出町に交付していたエコセメント化施設特別交付金5億円が終了したことなどによるためでございます。各費目につきましては、28ページ、29ページに記載してございます。

第11節 需用費では施設稼働に伴う電気料及び上下水道の光熱水費合計で6億5,675万円、毎年のメンテナンスに必要な経費として修繕料6億9,723万5,000円など、合わせて13億5,455万3,000円を計上しております。

第13節 委託料では運営及び管理業務関連で39億3,356万6,000円、調査業務関連で2,300万円、広報業務関連で819万6,000円、合わせて39億6,476万2,000円を計上しております。

第14節 使用料及び賃借料は施設運営に当たり、いわゆるNEDOから特許技術を使用するため、33万6,000円を計上しております。

第19節 負担金、補助及び交付金は、青梅市が実施いたしますエコセメント化施設の環境調査に対する負担金として新たに50万円を計上しております。

次に、30ページ、31ページをお開き願います。

第4款 公債費は谷戸沢処分場、二ツ塚処分場及びエコセメント事業の建設工事に係る政府債及びエコセメント化施設に係る東京都の区市町村振興基金の償還金で、元金及び利子の合計で32億7,425万1,000円を計上しており、前年度に対しまして6億8,297万6,000円の増額となっております。なお、公債費につきましては、平成20年度からエコセメント化施設建設に係る元金の償還が本格的に始まりますため、平成24年度までが償還のピークとなります。

第5款 諸支出金は第1項 基金費として基金の利子分2,078万1,000円を計上しております。前年度に対し2,071万8,000円の増額という大幅な伸びで計上しております。これは資金運用におきまして、従前は1,000万円を超える部分については、決済用普通預金として資金管理をしておりましたが、本年度においては普通預金または国債等による運用を考えているところでございます。

32ページ、33ページをお開き願います。

第6款 予備費は3,000万円削減し、2,000万円といたしました。

以上が歳出の主なものでございます。

なお、34ページから40ページまでは給与費の明細書、42ページ、43ページは債務負担行為に関する調書、組合債の現在高等に関する調書、44ページ、45ページには歳入歳出経費別内訳を記載しております。後ほどごらんいただきたいと存じます。

続きまして、一括議題となっております平成20年度東京たま広域資源循環組合負担金についてご説明申し上げます。

先ほどの議案書にお戻りいただきまして、25ページの議案第3号をごらんいただきたいと存じます。

次に、27ページに平成20年度の組織団体の負担金一覧、28ページには負担金の平成19年度との対比、29ページには算出根拠と内訳が記載されております。

管理費分につきましては、均等割と人口割で算出いたしました。また、事業費分につきましては、谷戸沢処分場、二ツ塚処分場、エコセメント事業のそれぞれに係る負担金を合計して算出しております。

なお、平成20年度の負担金の算定に当たりましては、第2次及び第3次減容化計画に対する精算が織り込まれております。

負担金につきましては、組織団体の厳しい財政状況にかんがみ、歳出額の増となる中において、その抑制に努めておるところでございます。

以上、第3号議案及び第4号議案につきましてご説明させていただきました。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（小林 義治君） 以上で説明が終わりました。

議案第3号及び議案第4号について一括して質疑をお受けいたします。

質疑はありませんか。

瀧島議員さん。

○24番（瀧島 愛夫君） 一般会計の予算書の27ページ、節の19 負担金、補助及び交付金、それと関連いたしまして、29ページ、同じく節19の負担金、補助及び交付金のところでちょっとご質問をさせていただきます。

広域資源循環組合で日の出町へ今まで支払っていた負担金、補助及び交付金は4種類あると思うんですけども、平成9年から平成21年度まで、毎年7億円を支払うお約束をしている地域振興事業費負担金、また平成9年から平成19年まで11年間、毎年2,000万円を上限に秋川流域開発振興事業負担金として2,000万円が支払われる。また、谷戸沢処分場に係る水質調査等負担金で毎年2,000万円を上限に支払われている。あと一つは、平成18年度、19年度で6億円、5億円を支出しましたエコセメント化施設の固定資産税相当分として5,500万円を20年間、11億円を覚書によって平成18年に前倒しで6億円、今年度、平成19年度に

5億円を支払うということになっていると思います。この27ページの地域振興事業負担金の6億2,000万円でございますが、これは、先ほど言いました7億円ずつ払うというものの6億円。これについて2,000万円なんですけれども、これは平成19年度で、一応日の出町とお約束は終わっていると思うんですね。この約定の中に自動継続の内容が盛り込まれてなくて、これは平成20年度で新規に生まれた負担金と私は理解しているんですよ。

新しいその負担金が出たときに、予算書に掲載するに当たって、予算説明の中にその経緯とかそういうものが我々には提示されていなくて、ただ予算書にこの6億2,000万円、これは前の協定書だとか約定のそれがわかっていなければ、前年同額なんです。すんなり通ってしまう、説明がなければ。ここのところでこの2,000万円が決まった経緯、この予算書に載るまでの経緯を事務局の方からご説明をいただければありがたいと思います。

また、日の出町の今回平成20年度、平成21年度に2年間で4億円ずつ8億円をお支払いするという点についても予算説明の中には一切触れられていない。口頭説明で終わらせようとしている。やはり少ない金額ではないですし、やはり予算書に数字を載せるならば、予算説明はやはりしっかりしていただかなければならないと思います。

それで、この4億円につきましても、管理者並びに日の出町の担当者とお話し合いをして、必要だと思ってという理解の上で予算化されたものだと思います。だから、この予算化については仕方がないのかなと思っております。でも、この今私が読み上げた、その高額の6億円、4億円というのが、平成21年度で一応協定は終わるはずですよ。この振興事業費については、切れる前に改めて双方協議をするということになっていると思う。ですから、これは継続をされていくのではないかと思うんですけれども、やはり今までこの平成18年、平成19年、平成20年、平成21年というのは、その思いつきみたいに場当たりの2年間、2年間でその交付をしていっている。平成22年度に新規に改めてまた双方協議をするということになりますと、私が日の出の担当者であれば、平成22年度からこの振興事業負担金10億円ずつくださいということになる。私ならそう言います。組合の方で、やはり長期展望を見据えた上でどのような考えをお持ちなのか、お伺いをいたします。

以上です。

○議長（小林 義治君） 石川管理者。

○管理者（石川 良一君） 後の方の特別負担金の方についてお答えを申し上げたいと思います。

予算書に詳しい内容が載っていないじゃないかということでございますけれども、そのことを補足するために、先ほど私の方で詳しく説明をしたことが、その説明にかえる内容でございます。ですから、逆に言うと、この予算書の中にちょこちょこっと書いて説明できるような内容ではないと、こういうことでぜひ御理解いただきたいと思います。

また、この特別負担金につきましては、職員と話し合いをしたわけではありませんで、町

長と私で協議をして、最終的にこういう金額で決定をしたということでございます。いずれにしる、本年、来年4億円ずつ8億円ということになります。

また、平成21年度、平成22年度以降については、ご指摘のように、またこれから協議に入るということございまして、それは継続なのかどうかということも含めて、全く未定でありますけれども、少なくとも今後また改めて協議をしていくということでございます。

私どもからしますと、先ほどの局長の答弁にありましたように、やはり日の出の振興に対して一定の責任を負っていく必要があるだろうと思っております。また、日の出町の方からも要請があったこの中で、双方お互いに交渉しながらこのようなことでやっつけこうと、こういうことでございます。

ですから、今後のことについては、今指摘がありましたように、平成22年度以降については今後何らかの形で協議をしていくということは、もう当然のことだろうと思っております。

○議長（小林 義治君） 企画調整課長。

○参事兼企画調整課長（原島 利行君） 議員の秋川流域開発振興協議会についての経緯というところでご質問がございましたので、お答えをさせていただきます。

秋川流域開発振興協議会には、確かに議員のおっしゃるとおり、本年度で協定が切れるところでございます。それに基づきまして、秋川流域振興協議会の会長から、昨年8月に要望書が提出されてございます。私どもといたしましては、今までの経緯、それから地元との強固な信頼関係、それと事業の円滑な推進を図っていくということで、2,000万円を計上させていただいたということでございます。

○議長（小林 義治君） 瀧島議員。

○24番（瀧島 愛夫君） 今、8月に協議会の会長の方から要望書が出ている。要望書が出ているならば、予算の説明の中にその要望書でも添付をしていただければ、要するに支出の根拠というのがわかるわけですよ。やはり丁寧な説明があってほしい。これは要望にとどめておきます。

以上です。

○議長（小林 義治君） ほかに質疑はございませんか。

佐藤議員。

○9番（佐藤 洋子君） 今の質問にちょっと関連いたしますけれども、エコセメント化施設建設に関しての日の出町への交付金が今回なくなって、新たに特別交付金という形で4億円出すということになったのかなというふうに思うんですけれども、その辺の例えばエコセメント化施設をつくるということに対して、日の出町に対する大変なご迷惑をおかけするというような、そういう認識で出されたものであったのかどうか。それから、この交付金について地元の市民の皆さんはどのように感じておられるのか。こういうことについて教えて

ください。

それから、三多摩は一つなり事業というのがありますけれども、この事業の中身についても教えていただきたいと思います。

それから、昨年の予算審議の中で、質疑の中で情報公開条例のようなものをつくるべきだという質疑があったというふうに記憶しておりますけれども、それに対しまして石川管理者の方から、そういうものはいずれ必要になってくるというようなご答弁があったかと思いません。その後の1年間の進捗状況はどういうふうになっているのか、お答えいただきたいと思いません。

○議長（小林 義治君） 石川管理者。

○管理者（石川 良一君） まず、今回の特別交付金につきましては、エコセメント事業ということでの特別交付金ではございません。日の出町全体の振興のために私どもとして必要があり、また日の出町の方も求めてきたと、こういうことで合意をしたと、こういうことでございます。

また、情報公開の問題につきましては、状況としては基本的にはまだ変わっていないというふうに思っております。運動としては、小さくはなりつつありますけれども、私ども特別地方公共団体ということで、目的を持って最終処分場あるいは今現在はエコセメント化施設等の稼働も含めて設立をして、またその事業を進めてきたわけでございますけれども、その設立そのものが容認できないということでございますので、これはもう一般の自治体とはやはり趣を異にする状況でございまして、私どもの存在そのものを否定するというような状況は、やはりきちんと回避できるような状況というものを見定めることが非常に必要ではないかということで、現在裁判も続いておりますし、また実務的にもそのような動機で、例えば情報公開条例をつくるならば、結果として組合事業そのものに大きな影響を与えてくると。これ実務的に大きな影響を与えてくると。日々の仕事に極めて事務的にも大きな影響を与える。こういうことも想定されるということでもありますので、現状でまだ前回ご答弁したような状況と大きく変わっているというふうにはまだ認識はいたしておりません。

以上でございます。

○議長（小林 義治君） 参事兼企画調整課長。

○参事兼企画調整課長（原島 利行君） 三多摩は一つなり事業についてお答えをさせていただきます。

この三多摩は一つなり事業につきましては、平成11年度から開始をしてございます。この事業につきましては、三多摩地域の住民の方が困ったときはお互いに協力して助け合うという三多摩は一つなりの精神に基づきまして、組織団体と日の出町が主催する文化、スポーツなどの事業について双方の住民の方に参加をしていただきまして、交流を図っていただくと。それをもって事業の円滑な推進をしていくということで、実施をさせていただいており

ます。

平成19年度も、8団体ぐらいの組織団体のところでスポーツ、文化というような事業を主催していただきまして、そこに住民の方が交流を図っていったと、非常に有意義な事業だと思っております。

以上です。

○議長（小林 義治君） 佐藤議員。

○9番（佐藤 洋子君） 今、ご答弁いただきましたけれども、私ども議員のところには、毎回この調査結果というのが送付されてくるんですね。なかなか数値などを見る、判読するというのは非常に難しく、これをどのように見ていってよいものやらといつも思っているんですけども、そのデータとかそういうのは、例えばホームページ上に掲載されるとか、そういうふうになっているのでしょうか。

やはり本当に安全であるということであれば、だれにでもわかるようなそういう数値なども公開すべきだというふうに思っておりますけれども、そういう意味からも、やはり前回のときにおっしゃられたように、情報公開条例の制定が求められるのではないかというふうに思いますが。

○議長（小林 義治君） 環境課長。

○参事兼環境課長（花本 由紀君） 議員の皆様にお配りしている環境調査の報告書でございますが、日の出町の方に四半期に一度、結果についてご説明しております。結果を地元自治会に説明した後に、ホームページ上で公開しております。データを載せるだけではなく、そのデータが持つ意味や、環境調査の結果、周辺環境に影響を与えていないということがわかるように詳しく説明しておりますので、ホームページを見ていただければわかると考えております。

○議長（小林 義治君） ほかに質疑はございませんか。

山井議員。

○5番（山井 正作君） 第3号議案の負担金ですが、平成19年度、平成20年度とも93億3,000万円になっております。この数字についてはいつごろまで続けることを想定しているのか、現段階の範囲で結構ですけれども、お答えをいただきたいと思っております。

それから、第4号議案ですが、一般会計予算及び同説明書の中で、歳入で款3 財産収入の11ページの下段であります。目2 利子及び配当の節1の基金運用収入でありますけれども、先ほど説明がございましたが、国債運用を想定して非常に昨年に比べると2,072万円弱の大幅な増になっておりますけれども、もう少しこのところを説明いただきたい。余りにもその差異が大きいものですから、昨年はなぜこういうふうにならなかったのかも含めて、ご説明をお願いいたします。

それから、次に歳出の方ですが、19ページの下段、総務費の関係でありますけれども、

目1 一般管理費の節の19 社会保険協会負担金、これ額は小さいんですけども、平成18年度の決算よりも平成20年度予算は500円ふえているんですけども、この協会の負担金がふえた理由、ご説明をお願いいたします。

それから、款3の衛生費、27ページの上段ですが、目2の二ツ塚処分場経費の節19、先ほど質疑がございました6億2,000万円の内訳について質疑があつて、大分理解できたところではありますが、その中でまず1点は、秋川流域開発振興事業費、これは協定によってもう既に終わって、平成19年度までで終わっているんですけども、今回また協定によってさらに2,000万円継続という説明がありました。この協定はいつされたのか、この協定書は我々に公表していただけるのかどうか、またこれいつまでの期間の協定になったのか。もしかして先ほど説明があつたかもしれませんが、ちょっと聞き漏らしたので、その辺についてお伺いいたします。

さらに、日の出町特別交付金ですが、先ほど説明ございました。多摩は一つなり、そういう中で三多摩の市民、都民の皆さんを日の出町の方でごみを支えていただいているという説明がございました。それはよく理解できるんですけども、その中で平井川の清流の復活という説明がございましたけれども、これ地域振興関係というのか、この平井川の清流の復活とどういうふうな関係があるのか、よくちょっと理解できない。もしくは、今年度4億円、来年度4億円ということになっていますが、日の出の方のここ2年間の合計8億円使う計画はちゃんと明示されているのかどうか。8億円で平井川の復活というのはよく理解できないんですけども、その辺の具体的な説明、もしきょう十分に資料がなければ、後ほどそういう資料もできればお示し願えれば、皆さんがよく理解できるんだろうと思います。

それから、同じく衛生費の29ページの上段でありますけれども、日の出町の水質調査負担金2,000万円でありますけれども、これは2年単位で双方に特に異論がなければ自動更新ということではありますが、これは永久にそういう方向で今、考えているのかどうか、その辺が1点。

それから、水質調査等という内容になっておりますけれども、「等」というのは、その水質のほかに何を想定して一想定といいますか具体的には何なのか、お答えをお願いいたします。

それから、これ最後でありますけれども、日の出町に対する交付金、補助金のあり方ではありますが、これまで大変な協力をいただいて日の出町の町民の皆さん、行政の皆さんには我々のごみを受け入れてもらったことに対しては、まず冒頭に感謝とお礼を申し上げたいというふうに思うところであります。

そして、これまで長期間にわたって、13年と20年の協定があるわけですけども、この交付金それから補助金等についてでありますけれども、そういう長期の協定を結んで、すぐ覚書で一部前倒しで交付をしている、そういうのが現状ではないかと思つています。そういう現状を見ると、本当にそういうやり方が日の出町の財政、また町民にとってベストなのかなと思つと、

私はちょっと疑問があります。疑問を感じるところであります。

また、組合が財政的にも前倒しで一括で払うということについては、これまた財政的にも負担が大きくなるわけです。先ほどの国債等をうまく活用すると、相当2,000万円強の運用が見込まれる、そういう説明もございました。そんなことを考えると、組合としても痛手にはなるのかな、そんなふうに思うところでありましてけれども、そんなことをもろもろ私は考えますと、日の出町の財政、町民にとって今みたいにまとめてぼんと出すことの方が本当にいいかどうかというのが疑問であります。何かあると、また次に前倒しでくださいよ、協力してくださいよという要望が来はしないか、先ほどの羽村市の議員の方からも話がございましたけれども、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年を見ても、平成18年、平成19年はそれぞれ11億円になっております。平成20年、平成21年を見ると10億円ずつになっております。平成22年以降は、先ほどの答弁ではさらに協定を検討すると、協議をするということでありましてけれども、恐らくもう常に10億円前後の財政の協力金、迷惑金みたいなものは日の出町では当てにしているんじゃないか、そんな気がしてしょうがないんだけれども。特に、エコセメントの関係に関する交付金では、本来であれば年間5,500万円のやつを20年間の協定を結んでいて、それを一括で2年で前倒しで6億円と5億円の支給をしているわけです。そんなことを考えると、何かあればこれを頼むという、そういう甘えの、大変恐縮ですけれども、日の出町の財政計画に甘えが出てくるんじゃないかと。この組合が永久的にあるわけじゃないと思います。この補助金が永久的に続くわけじゃないと思います。この補助金がなくなったときに、交付金なくなったときに、日の出町の財政も破綻するんじゃないかなど、そんな心配が非常にされるわけです。

やはり協定のとおり、毎年定額でやった方が日の出町の財政も自立性が高まるんじゃないか、そういう努力もまたするんじゃないか、そんなふうに思うところでありましてけれども、管理者の考え方はどのように考えているのか、この2点についてお伺いをいたします。

以上であります。

○議長（小林 義治君） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木 秀章君） 前段の質問について、私から2点お答えいたします。

まず、平井川の清流復活とは何かというお問い合わせでございますけれども、これは町がこれまで実施してきました公共下水道整備、こちらが完了いたしました。これに伴いまして、今度のご家庭に接続義務が生じてまいります。そのものに対しての支援ということで考えてございます。そうすることによって、トータルとしての平井川の清流というものを復活させていきたいと。それを支援していくんだという考えはございます。

なお、これだけですべてということではございませんけれども、これを中心にした特別交付金ということで、先ほどご説明申し上げました2年ということの意義づけをさせていただきます。

それから、先ほど瀧島議員のご質問とも重複するところがございますけれども、こちらの我々の交付金につきましては、当組合のごみの安定的な搬入を確保するという、この私どもの使命を果たすことを前提に、事業の円滑な遂行と日の出町及び地元との信頼関係を保つという視点から、これまで定めてきたものでございますが、今後の平成22年度以降、交付金の前にまず協定ということになろうかと思っておりますけれども、これにつきましても、我々の使命を踏まえて十分慎重に取り扱ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小林 義治君） 石川管理者。

○管理者（石川 良一君） 基本的には日の出町の財政については、団体自治ということで日の出町が責任を負うということで、そのことについて私どもが詳細にわたって関与するという立場にもありませんし、そうすべきものでもないというふうに思っております。

しかし、こういった最終的には交渉によって成り立った負担金、補助金等につきましては、支払う側の準備ということも当然あるわけでありますので、今ご指摘いただきました内容等を含めて、私どもとしても当然負担できなければ、これはもうなかなか交付ができないわけでありますから、やはりその交渉の中身等、最大限そういうことも含めてしっかりと今後はより以上に緻密に協議をさせていただいて、それに従って必要な負担については負担をしていくということで、今後はさらに努力をしていきたいというふうに思っております。

私どもは、支払いの準備あるいは資金も当然用意しなければいけないという、こういう立場でもあるわけがございますので、そのように対応していきたいと思っております。

○議長（小林 義治君） 風間総務課長。

○総務課長（風間 智君） それでは、最初にご質問がありました1点目の11ページの財産収入の基金利子が2,072万円ほど増額になっておる、この理由でございますが、この資金運用につきましては自治法によりまして最も確実かつ有利な方法により運用して、保管していかなければいけないというような規定がございます。当組合では、平成17年のペイオフの解禁までは、先ほどの局長からの議案の説明でもございましたように、安全を第一としまして、決済用普通預金で管理をしておりました。そういうことで利息がつかないということで、1,000万円までの預金利子として前年度は6万3,000円の予算でございました。

それで、昨今ではサブプライムローンの問題なども言われておりますけれども、金融機関を眺めますと、自己資本比率の回復あるいは公的資金の完済など、健全化が図られてきております。そのため、これによりまして、積極的に資金の運用を図ろうという考えに基づきまして、預金につきまして変更してまいりました。

それで、普通預金と国債等の公共債で運用しておりまして、さらに細かく申しますと、4基金でございますが、預金利子が1,029万7,000円程度、それから公共債等の運用利子が1,048万4,000円程度の予算として計上してございます。これが基金利子、財産運用収入について

の説明でございます。

それから、もう一つ、2つ目のご質問でございました19ページ下段でございますか、社会保険協会負担金の4,000円ということでございます。一番下のところでございます。昨年度、平成18年度の決算が3,500円だったということで、ことしにつきましても予算積算では3,500円、同額で組んでおります。歳出予算でございますので、1,000円単位に切り上げて、4,000円とさせていただいているところでございます。

この根拠、業務内容等についても申し上げますと、金額は被保険者数に応じまして金額が定められて、この金額になっております。内容につきましては、被保険者の健康の保持増進等、広報活動などの普及活動が主となっております。

以上、2点でございます。

○議長（小林 義治君） 事業課長。

○参事兼事業課長（細谷 昌平君） 負担金総額93億3,000万円がどの程度続くのかというご質問でございますけれども、平成20年度から平成24年度まで公債費のピークを迎えます。年間32億円から34億円の公債費でございます。この間は、私どもといたしましても、事業費の軽減ですとか、あるいは基金の有効活用などを図りつつも、現状並みの負担金が継続するのではないかと予測しております。

以上でございます。

○議長（小林 義治君） 環境課長。

○参事兼環境課長（花本 由紀君） 日の出町水質調査等負担金、29ページの負担金ですけれども、平成9年3月に締結した協定書に基づき支出しております。いつまでの予定かということですが、この負担金は日の出町が谷戸沢・二ツ塚両処分場の周辺環境への影響を地元自治体として監視するための調査を実施することに対して、組合として財政支援をしている、そういうための負担金でございますので、日の出町が周辺環境への影響を調査しなくても、地元として安心できるまで続くことになると考えております。よって、現段階では、いつまでと申し上げることはできません。

それから、水質調査等の「等」ですけれども、これは河川や井戸の水質調査のほかに、水生生物の調査、環境大気中のダイオキシン類、浮遊粉じん、窒素酸化物、浮遊粒子状物質の調査、さらには交通環境調査を行っております。

以上です。

○議長（小林 義治君） 企画調整課長。

○企画調整課長（原島 利行君） 秋川流域開発振興協議会との協定の件でございますが、まず1点目、協定を結んでいるかということでございますが、これはまだ協定を結んでおりません。本日、この議会で予算が通過すれば本格的な協議に入りたいと思っております。

それから、協定の期間でございますが、現協定につきましては11年間でございますけれども、いろいろ社会的な状況が変わるのは早うございますので、大体半分ぐらいでできればなと考えてございます。

それから、公表するかということでございますけれども、これは必要があれば公表することもやぶさかでないと考えております。

以上でございます。

○議長（小林 義治君） ほかに質疑は。

渡辺議員。

○12番（渡辺 眞君） 2つありまして、1つはこのエコセメントの売却益8,379万円、15ページに載っていますけれども、これは月に約1万トンのを生産して年間12万トンというふうなことでありますから、大ざっぱに言うと1トン当たり800円ぐらいかかるのかなと思うんですけれども、このような値段が妥当なものなのかどうか、ほかの一般のセメントと比べて安いんでしょうけれども、どのくらい安いのかということをお教えもらいたと思います。

それからもう一つは、先ほど、山井議員も言っておられましたけれども、この組合というのはいつまでもずっと続かしているものではないと思うんですけれども、やっぱりこれもある種の撤収を図るといふか、この処分場自身を谷戸沢に最初のうちは余り分別されていないような状態、交ぜていたんじゃないかと思っておりますけれども、二ツ塚の方はだんだん分別されて、エコセメントの工場ができて、埋め立てる量もだんだん少なくなっていった。だけれども、どんどんふえているわけなので、そこでいっぱいになっちゃったら、また次の何とか沢とか、また何とか沢とかというふうに広げていくというわけにはやっぱりいかないわけでしょうから、そういうような先ほどの10億円、11億円などというようにお金をすべて日の出町の方にその用途をはっきりとさせないまま、こちらで管理の及ばないところを出してしまうと、ちょっと失礼な言い方かもしれませんが、そういうようなお金のもっと有効活用といふか、谷戸沢の方を今埋まっているやつをもとの自然に戻して行って、自然のままに日の出町にお返しをすとかというような、この撤収作業という形にだんだんと縮小していくような計画といふか、その事業をスタートしたらどうかと。

つまり、もう既に埋まっているやつを再処理をしてエコセメント工場でセメント化するとか、自然の沢にまた戻していく壮大なプロジェクトが必要じゃないかというふうに私は思っているわけでございますけれども、その辺についてちょっとお考えがあれば伺いたと思います。

○議長（小林 義治君） 石川管理者。

○管理者（石川 良一君） その点について、お先に答弁させていただきたいと思っております。

まず、じゃこの組合事業がいつまで続くのかということかと思っておりますけれども、現在、エ

コセメント化施設を導入しましたけれども、かといってそれで未来永劫、現在の事業が続くわけではありませんし、既に不燃物等の埋め立てはやっているわけでありますから、必ずどこかで今の状況であるならば満杯になり、そうすれば第3の処分場を探さなきゃならないということは、もう当然必要であります。

しかし、今、各市努力をしていただいて、焼却灰もそうですけれども、不燃物等の埋め立てもなるべく少なくし、既に埋め立てをしていない、持ち込まない自治体も現在あるわけでありますから、26市全体がそうなれば第3の処分場が必要なくなるということになるかと思えます。

しかし、エコセメント化施設については、これは続けていかなければ、いずれ次の処分場が必要になる、こういう相関関係ですから、この処分場がなくなるというような、いわば事業として、当組合が進めている事業がなくなるということは、こういった生活形態が続く限りは難しいだろうと思っています。

また、谷戸沢あるいは二ツ塚等の埋め立てが終わったとしても、これは今後も管理をしていかなきゃいけないわけでありまして、周辺に影響を与えないようにきちっと管理をするということについても、これも続いていくということでありますから、負担金がゼロになるとか、あるいは組合が解散されるとかというようなことは、基本的には私どもは想定しておりません。

○議長（小林 義治君） エコセメント担当参事。

○エコセメント担当参事（太田 哲郎君） それでは、議員のご質問にお答えいたします。

まず、15ページの方に歳入の部分でエコセメント売却益ということで計上しているところでございます。こちらにつきましては、積算根拠としましては、計画生産量は、年13万3,000トンでございます。これに600円、消費税込みですから630円を掛けて乗じて計算して、売却益を出してございます。

それから、600円が妥当かどうかという件でございますけれども、本契約に当たりましては、平成14年3月に公認会計士に行っていただきましたエコセメント事業費評価調査報告書がございます。この中で引き取り価格等の妥当性という点がございまして、仮にその600円で仕入れても利益が少なく、今後の経営努力が大いに求められているという結論をいただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（小林 義治君） 渡辺議員。

○12番（渡辺 眞君） 石川管理者にお答えいただいた2つ目の件ですけれども、管理は続けていかなくちゃならない。今の規模で今のままであれば、管理は続けていかなくちゃならないのは当然のことでありますけれども、埋まっていないごみを処理をしてセメント化してしまうというようなことの技術を導入すれば、谷戸沢はだんだんもとの管理をしないうでいい

自然の沢に戻っていくんじゃないかというふうには私は提案をしているわけでございます。

ですから、管理がずっと続くんだというようなことはなく、これからの技術を導入してど
んどん昔の沢に戻していくという方向づけを、この組合でつけたらどうかなというふうには提
案をしているわけでございます。

○議長（小林 義治君） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木 秀章君） ただいま、谷戸沢についてでございますが、私どもは谷戸沢か
ら出るものにつきまして、例えば水につきましてはすべて水処理をして安全にして、その公
共下水放流ということをしてございます。そのような形の中で、現在埋立収用の部分につい
て、将来的に安定して平地としまして、グラウンドとしまして、この地域に還元していくと
いうことで、これはもう基本的に一番最初にこの谷戸沢の処分場をつくるときに、町と当組
合の前身でございます広域処分組合とは合意しているところでございますので、その線に沿
って安定化が促進されるように安全に管理をしているところでございます。

○議長（小林 義治君） 石川管理者。

○管理者（石川 良一君） 私なども個人的には、もとに戻ればいいというふうには思いますが、
現実問題として、エコセメント化施設はいずれにしろ稼働をとめてしまえば必ずその焼
却灰はどこかに処分をしなければならない。このことはもう厳然たる事実としてあるわけ
でございますので、少なくともまずエコセメント化施設については稼働を続けなきゃいけない。
となれば、必ず最終処分場は必要だと。

現状では、不燃等も含めて最終処分場は必要としている。しかし、これは今後努力によっ
ては次の処分場はなしになる可能性はあるのかなど。これはやはり組合議員さんも一緒にな
って、各市の特に不燃等の埋め立てについてはゼロに近づけていただく努力を、さらにして
いただきたいなというふうに思っております。

そして、今まで既に埋め立てたものについて、それをまたエコセメの機器等で一定のエコ
セメント化をしていくということについては、技術的には可能だと思いますが、全量それを
またすべてやっていくということになると、またこれは周辺への別の意味での環境の問題等
を含めていきますと、そうありがたい、あるべき、できればそうしたいとは思いますが、すべ
てそこまでいくというのは、なかなか難しいのかなど。

ただ、いずれにしろ、それであってもエコセメント化施設は常に現状では稼働し続けてい
かなきゃならないということは常に前提にあるわけで、例えば機器等の故障があれば、もう
即埋め立てがまたこちらの方に振りかわるというのが現状ですから、希望とすればそれも非
常によくわかるんですけども、現実にはなかなか難しい課題だというふうに、このように
思っております。

○議長（小林 義治君） ほかに質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小林 義治君） 質疑なしと認めます。

これより議案第3号、議案第4号について一括して討論に入ります。

討論はございませんか。

まず、本案に対する反対討論の発言を認めます。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小林 義治君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を認めます。

谷田部議員。

○17番（谷田部 和夫君） それでは、議案第3号及び第4号について、賛成の立場から討論を行います。

平成20年度の歳入歳出予算案は113億9,095万7,000円と、前年度対比8.7%の増額となっております。

予算の伸び率は比較的大きいものですが、説明にあったとおり、平成20年度は公債費について、エコセメント化施設建設費の元金の償還が本格的に始まることなどに起因するものと理解いたしました。

また、本年度、日の出町に対して交付する特別交付金につきましては、今までも地元の振興対策を実施していますが、エコセメント事業が安定稼働に入った今、今後も相当期間にわたり多摩地域のごみを受け入れていただく日の出町に対し、環境整備等の支援を行うことについて、組織団体の議員といたしましては理解するところであります。

二ツ塚・谷戸沢両処分場の管理運営経費、特に二ツ塚処分場の経費については、臨時的な日の出町特別交付金がなければ、約1億円の減となります。埋立処分する量が減ったとはいえ、これまで埋め立てられたごみに関係する管理や調査等の経費も考えられ、それほど経費は急に減らされないと考えられる中、その削減の努力が認められる予算であると考えます。

歳入を見ますと、歳出額の負担増にもかかわらず、基金を活用しながら組織団体の負担金は93億3,000万円と、前年度と同額に抑制努力がされたものと理解をいたしております。

これらのことから、循環組合の予算案には賛成いたしますが、組織団体の財政はいずれも厳しい状況にあります。循環組合は、主な財源が組織団体からの負担金であることを踏まえ、予算の執行に当たっては一層の効率的な運用に努めていただきたいと考えております。

最後に、先ほども触れましたが、谷戸沢そして二ツ塚の両処分場を受け入れ、またエコセメント事業にもご理解、ご協力をいただいている日の出町の地元の皆様に感謝を申し上げるとともに、その信頼にこたえるよう各施設について万全の管理を行い、管理者を初め、事務局職員が一丸となって事業の遂行に当たられることをご期待申し上げまして、賛成討論いたします。

○議長（小林 義治君） ほかに本案に対する賛成討論の発言を認めます。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小林 義治君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

質疑、討論は一括して審議を行いました。議案の採決につきましてはそれぞれ個別に行いたいと思います。

まず、議案第3号 平成20年度東京たま広域資源循環組合負担金について挙手により採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（小林 義治君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号 平成20年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算について挙手により採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（小林 義治君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で議案の審議は終了いたしました。

そのほかといたしまして、事務局から発言の申し出があるようですので、お願いいたします。

風間総務課長。

○総務課長（風間 智君） それでは、事務局より連絡を申し上げます。2点ほど申し上げます。

まず1点でございますが、本日の資料といたしまして、平成19年度事務事業監査報告書を配付させていただいております。

これは、昨年11月に当組合企画調整課の広報委託関係、及び事業課の工事関係の事務事業監査を行ったものでございます。監査結果等が記載されてございますので、後ほどお目通しいただければと存じます。

2点目でございます。

随行の方にお知らせいたします。

随行の方の席上に、「小学校における苗育成事業（平成20年度）に係る資料の送付」という文書、及び循環組合例規集の追録を配付させていただきましたので、よろしくご査収のほどお願い申し上げます。

最後になって大変恐縮でございますが、本議案書、今回の議案でございますが、再度議案

書の1ページをお開きいただきたいと思います。

1ページの表題でございますが、「平成19年第2回東京たま広域資源循環組合議会定例会」となっておりますが、「平成20年第1回東京たま広域資源循環組合議会定例会」の誤りでございますので、訂正のほどお願いします。よろしくをお願いします。

以上でございます。

○議長（小林 義治君） 以上で本日の議題はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成20年第1回東京たま広域資源循環組合議会定例会を閉会いたします。

大変にお疲れさまでございました。ありがとうございました。

午後 3時19分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

東京たま広域資源循環組合

議 長 小 林 義 治

第2番議員 中 島 光 男

第11番議員 宮 崎 照 夫